

「**せんだいこども若者プラン 2025 (仮)**」
(令和 7 年度～令和 11 年度)

骨子案

令和 6 年 9 月
仙 台 市

「**せんだいこども若者プラン2025(仮)**」(令和7年度～令和11年度)骨子案

目 次

第1章 計画の基本

| | |
|-----------|---|
| 1 計画策定の主旨 | 2 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の範囲 | 3 |
| 4 計画の期間 | 3 |

第2章 現状と課題

| | |
|---|----|
| 1 子ども・若者及び子育て世帯を取り巻く現状 (少子化の進行、就労状況、教育・保育の利用状況、悩みや負担等) | 6 |
| 2 関係団体等からの意見・ヒアリング結果等 | 9 |
| 3 基本的な課題 | 12 |

第3章 基本理念・基本的な視点等

| | |
|---------------|----|
| 1 基本理念・基本的な視点 | 16 |
| 2 SDGsとの関係 | 18 |
| 3 計画の体系 | 19 |

第4章 施策の展開

| | |
|--------------|----|
| 1 施策体系毎の基本施策 | 22 |
| 2 数値目標一覧 | 28 |

第5章 教育・保育, 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

| | |
|----------------------------|----|
| 1 教育・保育提供区域について | 30 |
| 2 教育・保育の量の見込みと確保方策 | 30 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 | 30 |

第6章 計画の推進・評価

| | |
|------------|----|
| 1 計画の推進・評価 | 32 |
|------------|----|

第 1 章 計画の基本

1 計画策定の主旨

本市では、総合的な子育て環境の整備を目的とし、平成9年に「子どもがすこやかに育つまち仙台」という基本理念のもと、「仙台市すこやか子育てプラン」を策定し、施策の推進に取り組んできました。平成27年度には、「子ども・子育て支援新制度」などを踏まえ、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援事業等の確保方策を新たに盛り込み、現行の「仙台市すこやか子育てプラン 2020」(令和2年度～令和6年度)に至るまで、子ども・子育て支援に係る取り組みを推進してきました。

令和7年度からの次期計画の策定にあたっては、令和5年4月に施行された子ども基本法、及び令和5年12月に策定された子ども大綱を踏まえ、「市町村子ども計画」と一体の計画として策定とすることとし、計画名称を「せんだい子ども若者プラン 2025」と改めました。

本計画では、子ども基本法の基本理念である「児童の権利」や「意見の表明・聴取・反映」といった部分をより重視し、計画の進捗にあたっては、子ども・若者及び子育て当事者本人の意見を大切にしていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」と、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を一体の計画として策定します。

また、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」、母子保健の主要な取り組みを提示する「健やか親子21(第2次)」で示された課題等を基本として策定する「母子保健計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含するとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」の一部を包含し、その推進を図ります。

(2) 本市の他計画等との位置づけ

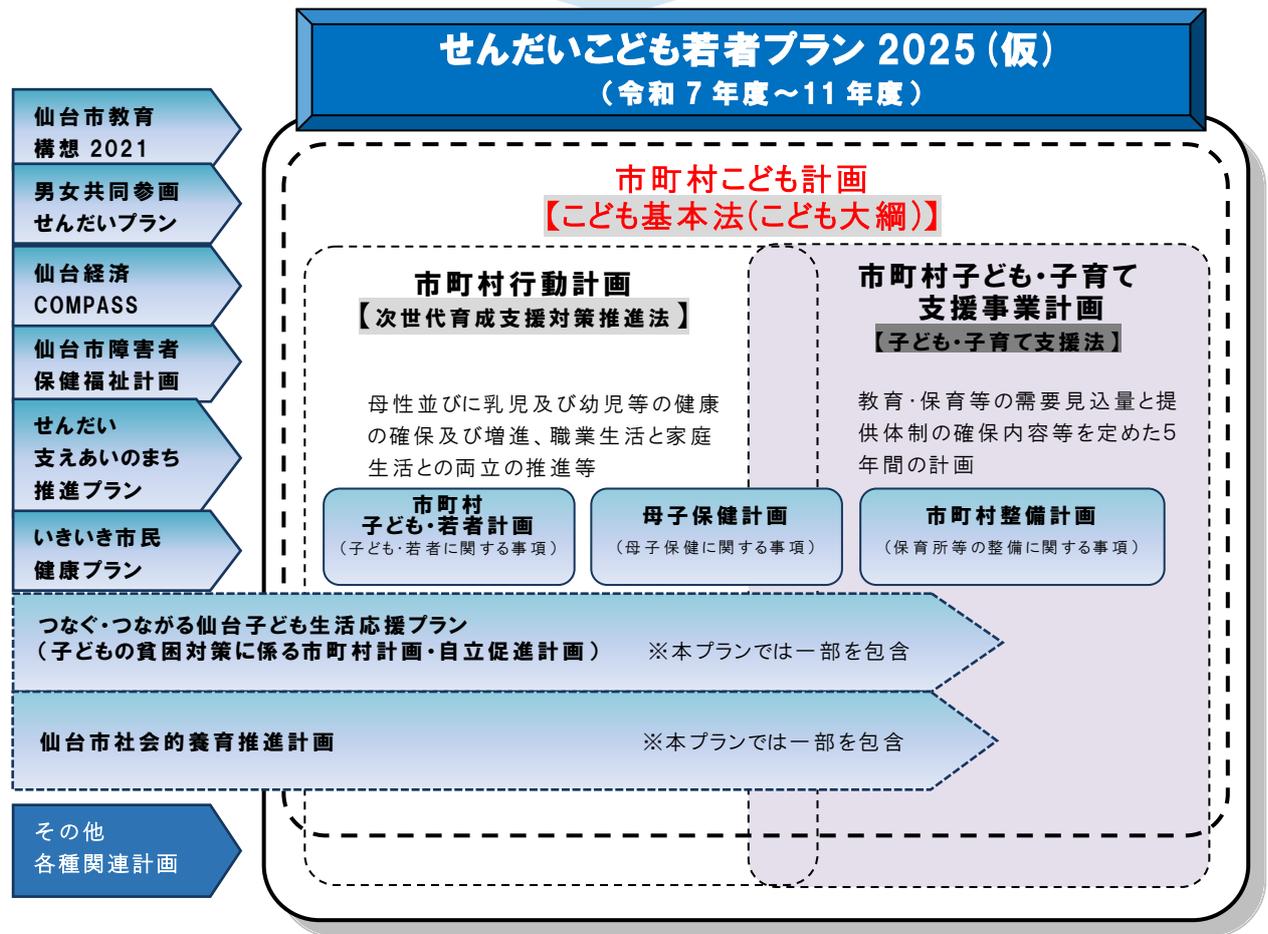
仙台市総合計画を上位計画とし、関連する他の計画との整合を図りながら、子どもの育ちと若者支援・子育て支援に関わる事業に体系的に取り組めます。

【イメージ図】

【仙台市総合計画】

- 仙台的都市像…安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもたちが健やかに育つことを社会全体で応援するまち
- 重点政策 …子育て応援社会づくり

仙台市総合計画に掲げる都市像の実現に向け、5年間で取り組む子ども・若者及び子育て支援の総合的な計画



3 計画の範囲

子ども・若者及びその家庭、これらを取り巻く地域社会

4 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」が、5年を一期として策定するものとされていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第2章 現状と課題

1 子ども・若者及び子育て世帯を取り巻く現状

(1) 各種統計データ

① 少子化の進行

- ・仙台市の将来人口推計(年少人口、就学前児童、小学生人口)
- ・出生数・出生率(保健統計年報より)

② 夫婦の出生子ども数

- ・1組の夫婦の間での平均的な出生子ども数※(出生動向基本調査より)
※結婚持続期間が15～19年の夫婦を対象としたもの

③ 子育て世帯の就労状況等

- ・子育て世帯の就労状況の変化
- ・育児休業の取得状況
- ・育児休業を取得していない理由

④ 教育・保育サービスの利用状況等

- ・待機児童数及び保育サービスの利用意向率
- ・放課後児童クラブ登録児童数

⑤ 支援を要する子ども・子育て家庭

- ・仙台市児童相談所における虐待相談件数
- ・発達障害等に関する新規相談件数
- ・ひとり親世帯数の推移
- ・児童扶養手当の受給者数の推移
- ・いじめ認知件数の推移
- ・不登校児童生徒数の推移

⑥ 子育てに関する悩みや市に望むこと

- ・子育てをする上での悩みや負担の有無、悩みの内訳
- ・子育てに関して気軽に相談できる人(場所)の有無、相談相手の内訳
- ・今後注力すべき施策

⑦子ども・若者の幸福度

- ・楽しいと感じることの頻度(子ども)、生活の満足度(若者)
- ・自己肯定感、自己有用感(子ども・若者)

⑧子ども・若者の結婚・子育てに関する意識

- ・結婚に関する意識(子ども・若者)
- ・子育てに関する意識とその理由(若者)

⑨子ども・若者の居場所

- ・居心地がいいと感じる居場所(子ども・若者)

⑩子ども・若者の意見聴取及び反映

- ・望ましい意見聴取の手法(子ども)
- ・自由意見抜粋(子ども)

(2) 現行プランにおける実績

「仙台市すこやか子育てプラン 2020(令和2年度～令和7年度)」では、「子どもたちがすこやかに育つまち仙台」「子育ての喜びを実感できるまち仙台」を基本理念に据え、その実現に向け、下記の3つの基本的な視点のもと取り組みを進めてきました。

①子どものすこやかな成長を支える取り組みの充実、子どもの安全・安心の確保

認定こども園の新設などにより、子育て・教育環境の充実を進めるとともに、保育所等における食育活動、小中高生に対する思春期保健健康教育を実施することで、豊かな心やすこやかな体の育成に取り組みました。また、プレーパーク活動の普及啓発等による遊びの環境の充実を図りました。

そのほか、育児ヘルプ家庭訪問事業等による虐待防止対策の充実、いじめ対策担当教諭等の配置、「いじめ等相談支援室 S-KET」等における相談支援など、子どもたちが安心して成長できる環境づくりに取り組みました。

②妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

産後に心身の不調・不安等を抱える母子に対する産後ケア事業の拡充など、母子保健事業の充実に取り組みました。また、子ども医療費助成の所得制限撤廃等による経済的負担の軽減に取り組んだほか、オンライン相談の導入などを通じ、保護者の子育ての悩みや不安の軽減につなげました。そのほか、ひとり親家庭へのアウトリーチ支援を開始し、支援が必要な方が窓口・制度に繋がりやすくなりました。

認可保育所の新規整備、老朽化した公立保育所の建替等により、教育・保育基盤の整備を進めました。また、保育所等に対して保育士等の処遇改善に係る加算を行い、継続的な雇用を促進することで、保育の質の確保・向上に取り組みました。

③地域社会全体で子どもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

市内で活動する子育て支援機関・団体等の交流会など、全市的な子育て支援ネットワークの構築に取り組みました。児童館事業では、受け入れ人数の拡大、新たな児童クラブ室の開設など、身近な地域の子育て支援機能の充実を図りました。また、子育て家庭にやさしい取組み等を行う店舗・施設の情報発信や、子どもが生まれた家庭への新生児誕生祝福事業を開始しました。

ライブプランセミナーの開催や、女性の就業自立相談、働く女性の交流会等により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた家庭・企業などの取り組みを推進しました。

2 関係団体等からの意見・ヒアリング結果等

(1) 子ども・子育て会議委員及び子育て支援団体による意見

現行プランの評価及び次期プランに向けた課題等について、子ども・子育て会議委員、及び子育て支援団体へヒアリングを行い、こども大綱を勘案した5つの視点ごとに意見を整理しました。

①こどもと若者の権利の保障と意見の尊重、その最善の利益を図る視点

- ・意見を言っても否定されない、「言ったらできた」「誰かが助けてくれた」といった成功体験を積ませることが大切。また、子どもから意見を言ってもらえるような大人になる必要がある。
- ・家庭だけでなく、学校、児童館、施設でも、自分の考えを率直に言える環境を提供することが必要だ。
- ・周囲の大人が、「目の前にいる子どもは一体どんな権利が剥奪、または保証されていないのか」という見方ができることが大切。
- ・ヤングケアラーや虐待を受けた子ども等、当事者の声をどう吸い上げるかという検討が必要。また、そういった子どもには大人に不信感を持つ前に、低年齢から関わっていくことが重要だ。
- ・社会的養護下に入る前の段階で、すべての子どもがアドボカシーの考え方を知り、利用できることが大切。

②ライフステージに応じた切れ目のない支援と社会全体で子育てを支える視点

- ・児童館や地域と学校とのつながりを強化することで、「切れ目のない支援」につながる。
- ・単発的な子育て応援ではなく、生まれてから成人するまでの長期的な支援が必要だ。
- ・“保護者支援”というより“家族支援”が求められている。
- ・親が「助けて」と言える社会とのつながりがあることが必要だ。
- ・子育て家庭は、ネットや SNS など、情報があふれる中で不安を抱えている。
- ・父親も、孤立や誰かとの繋がりといった悩みを持っていることに留意。

③安全で安心な居場所と多様な体験機会が得られ、だれ一人取り残さない視点

- ・発達に合わせ、子どもが安全に思いきり体を動かせる場所がない。
- ・赤ちゃんとふれあう機会がないまま親になる人が多い
- ・社会が子どもたちに経験（愛着形成や人への信頼、あきらめない力、意欲など）の機会を提供することが必要である。
- ・学校や家ではない「第三の場所」が地域に必要だ。
- ・居場所は場所だけでなく、人との繋がりも居場所にもなる。
- ・居場所について、“普通じゃない場所”へ行くことへの抵抗感が強い
- ・ひきこもり状態の人には、「社会の入り口」となるような場所が大切。
- ・子どもに関わる大人の生活・職場環境等の充実も必要である。
- ・保育士が子どもとじっくり関わる余裕がない。それは、若い職員の離職にもつながっている。

④多様な価値観の尊重と、仕事と家庭の両立を支援する視点

- ・「子育ては大変だ」というイメージが少子化要因の一つである。
- ・子育てに対する社会全体の理解が進む啓発の実施が必要。
- ・不妊治療の保険適用拡充等、産みたい人の選択肢を増やすことも、希望するライフプラン実現の支援となる。
- ・親を含め、子どもに関わる大人自身の生活環境・職場環境が整っていることも大切である。
- ・多様な保育サービスというとき、子どもが置き去りにされていないか。病児・病後児保育は現状として必要だが、子どもが病気の時に親が仕事を休める環境が必要。
- ・多様な働き方を実現するには、企業の人事部内の増員が必要だ。
- ・夫が育休で家にいるのにワンオペ状態だという声も。産前に両親教室などへの参加の有無で、父親の意識に大きな差がある。
- ・今しかない親子の時間のあり方を、社会全体で考えていく必要がある。

⑤多様な主体の活動を支え、多機関連携のもとで取り組みを推進する視点

- ・ 民生委員や町内会の担い手が減り、子ども会も存続危機にある。
- ・ 地域における子育てビジョンの共有・協働関係の創出が必要。
- ・ 子どもが親や教師以外の大人、他の価値観に触れることができる場所が大切だ。
- ・ 支援団体間だけでなく、企業を含めた地域全体のネットワークをつくり、重層的な支援に繋げていくことが必要である。
- ・ 児童館や民生委員児童委員、学校、区の家庭健康課などが一緒に、地域として家庭を見守ることが大切。
- ・ 関係機関・団体の動きや支援内容などを把握でき、情報を相互共有できるネットワークがあるとよい。
- ・ 子どもの全成長過程にアプローチでき、地域コミュニティの拠点でもある児童館が小学校区ごとにあるというのが仙台市の特徴的な点であり、そこを活用していくのがよい。
- ・ 子育てコミュニティは、地域活動の充実にもつながっていく。
- ・ 子ども子育て支援制度の現在までの評価などを長期的に見ていく場や、横のつながりなど全体的な仕組みづくりも重要である。

(2) 子ども・若者からの意見聴取における意見等

- 児童館ヒアリング(令和6年3月)
- こども・若者会議(令和6年7月～)
- 若者ヒアリング(令和6年8月)

(3) 調査分析・重点戦略検討チームによる検討経過

- こどもを中心に据えた社会の実現に向けて
- 若い世代が自分らしく生きられる希望の実現に向けて

3 基本的な課題

こども基本法は第1条の目的で、すべての子どもが健やかに成長し、置かれている状況に関わらず、権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を掲げています。子どもの幸せを最優先に考え、子どもの声に耳を傾け尊重する社会的な価値観をすべての取り組みの前提としていく必要があります。

また、少子化の問題は社会の持続の面だけでなく、家庭環境の安定や豊かな教育環境、地域とのつながりの維持など、子どもの健やかな成長と幸せの実現においても、直視すべき課題です。その解決に向けては、子育て支援のみならず、経済や雇用、住環境、教育など総合的な取り組みが必要であり、こどもや若い世代が将来に希望を持って自分らしく生きられる社会をつくることが求められます。

今後、各種統計やアンケート調査結果、子ども・子育て会議での議論などを踏まえ、次の5か年における本市の子ども・若者・子育て支援に係る施策を検討していきます。

(1) 子ども・若者の権利・意見聴取

こどもの最善の利益を図り、こどもの幸せを実現するためには、当事者である子ども・若者、そして周囲の大人たちが子どもの権利について深い理解を持つことが重要です。

虐待やいじめなど、権利の侵害状態を早期に発見し守ること、また、貧困や障害があるなど権利が侵害されやすい状況を把握し、迅速できめ細かに対応していくことが必要です。

子どもを権利の主体と認識したときに、子ども自身に関係するすべてのこと(未来を生きるこどもに関わることを含む)について、当事者たる子どもが意見を表明し、その意見が尊重される機会を確保しなければならず、年齢や発達の程度に応じた意見聴取方法の工夫が求められます。

意見の尊重にあたっては、ヤングケアラーや社会的養護下、貧困や虐待、いじめ、不登校、障害・医療的ケア等、困難な状況にあり、意見を聴かれにくい子どもたちがいることへの配慮が不可欠です。

(2) 子ども・若者のすこやかな成長と安心・安全な環境の確保

遊びや体験の機会は、豊かな感性や社会性、問題解決能力、健康を養うなど、子どもの成長に不可欠です。都市化や安全への懸念、子どもの生活時間の変化、デジタルデバイスの普及、保護者の時間的制約・経済状況等の様々な要因により、子どもたちの間に体験格差が生じています。成長の各段階に応じた、日常的な遊び・体験機会の確保や、夢や希望への挑戦を応援する取り組みが求められます。

児童虐待やいじめの防止に関する相談件数の増加や、子どもの発達に不安を抱える親の増加、経済的な負担など、支援を必要とする子どもと子育て家庭が抱える問題は様々であり、個別のニーズに応じたきめ細かな支援の充実が求められます。

子どもの数が減少する一方、保育ニーズは高まっており、保育人材不足等の課題に対応しながら、利用しやすく、子どもたちが安全に過ごせる保育環境を整備していくことが求められます。

居場所や相談相手を多く持つことは、自己肯定感や幸福感の向上と相関関係があります。個別のニーズに応じた居場所や、だれもが気軽に集える開かれた居場所など、信頼できる多様な関わりを築ける環境が必要です。

(3) ライフステージに応じた切れ目のない支援

少子化の背景の一つには、若い世代が将来に希望の持ちにくい現状があります。仕事と家庭、そして個人としての生きがいと、自分らしく生きられる暮らしの実現へ向けた環境づくりが必要です。

核家族化や地域のつながりの希薄化、生活様式の多様化、さらには子育てに関する情報の不足あるいは SNS 等による情報過多などにより、子育ての孤独・孤立の問題は大きくなっています。不安や負担を抱え込んで孤立しないよう、切れ目のない支援を行うことが重要であり、そのためには、子育て家庭とつながる仕組みづくりや、正確に必要な情報を届けることが必要です。

家庭の経済状況により、健康や医療、教育、体験等において様々な格差が生じ、経済的不安は育児環境にも影響を及ぼします。子育ての基本的な支出に対する経済的負担軽減の取り組みが求められます。

ひとり親や貧困、外国人、障害のある子どもを持つ家庭などは、それぞれに応じた経済的・社会的な支援が必要です。包括的な支援体制を整えるとともに、個別のニーズを把握し、それらの家庭を必要な支援に繋げていく取り組みが重要です。

(4) 地域との協働・子育て応援の機運醸成

共働き世帯の割合が増加し、5年前よりさらに女性の社会進出が進んでいる一方で、育児休業の取得状況からみると、未だに子育ての負担が女性側に偏っている現状が伺えます。引き続き、男性の家事・子育てへの主体的な参加を促していくことが重要です。

多様な働き方に対応し、個人の幸福・子育て・仕事を両立できる社会を実現するため、企業における両立支援促進を働きかけるとともに、教育・保育基盤や放課後児童クラブの整備等を計画的に進め、地域の子育て支援機能を高めていく必要があります。

地域における交流の機会等が減少する中で、まち全体で子どもを見守り、育てていくという意識の醸成が必要です。

第3章 基本理念・基本的な視点等

1 基本理念と基本的な視点

(1) 基本理念

令和7年度から令和11年度までの5か年における、本市の子ども・若者及び子育て支援に係る基本理念を次のとおり定め、施策を推進していきます。

基本理念

**子ども・若者が自分らしく幸せに生きられるまち
みんなで支える子育てが楽しいまち**



- 子どもや若者がその権利を保障され、夢や希望を持ちながら自分らしく生きることを選択し、幸せに生きられるまちづくりを目指します。
- 子育ての不安や負担の軽減など、切れ目のない支援の充実に取り組むとともに、地域社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図り、子育ての楽しさや幸せ、そして地域の子どもたちの成長の喜びを実感できるまちづくりを目指します。

(2) 基本的な視点

基本理念の実現のため、4つの基本的な視点を掲げ、施策の推進に取り組んでいきます。

1. 子ども・若者の最善の利益の 実現に向けた施策の推進

子ども・若者がその権利を侵害されることがないように、子どもたちの声を拾い上げ必要な支援に繋げられる取り組みを進めます。また、子ども・若者が自分自身の意見を表明でき、その意見が尊重される環境づくりを進めることで、その最善の利益の実現を図っていきます。

2. 子ども・若者の成長を支える取り組みの充実と、 安心安全な環境の確保

次代を担う子ども・若者のすこやかな成長を支えていくため、子ども・若者の心と体をはぐくむ教育や様々な体験・活動の場の充実、夢や希望への挑戦、社会的自立に向けた支援を充実していくとともに、子どもたちが安全に、安心して成長できる環境づくりを進めていきます。

3. ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

子どもや若者が自分らしく生きることができる環境づくりを進めます。またすべての子育て家庭が、子育ての喜びを実感でき、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに関する相談機能の充実や教育・保育の充実など、ライフステージごとのニーズに応じた、切れ目のない支援の充実を図っていきます。

4. 地域社会全体で子どもの育ちと 子育てを応援していく環境づくり

子どもたちが心身ともにすこやかに育ち、子育て家庭が喜びや幸せを実感しながら子育てができるまちづくりを目指して、生活の基礎となる身近な地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、企業等における仕事と子育ての両立支援の促進、地域を挙げて子どもと子育てを応援する機運の醸成に取り組んでいきます。

2 SDGsとの関係

- 持続可能な開発目標 (SDGs) では、「誰一人取り残さない」を理念とし、実現に向けた 17 の目標を掲げています。
- 本プランにおいても、SDGsの考え方に則り、関連する10の目標のもと施策を推進し、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。



3 計画の体系

基本理念

基本的な視点

施策体系

基本施策

みこども
みんな
で支える
子ども
若者が
自分ら
しく育
てが楽
しいま
ち
に生き
られる
まち

仙台

子ども・若者の最善の利益の実現に向けた施策の推進

(1)子ども・若者の権利を守る取り組みの推進

- ① 子ども・若者の権利に関する周知啓発
- ② 困難な状況にある子どもを守る対策の推進

(2)意見表明機会の充実と、意見聴取・反映に係る取り組みの推進

- ① 子ども・若者が自分の意見を表明できる機会の確保
- ② 子ども・若者の意見を市政に活かす取り組みの推進

子ども・若者の成長を支える取り組みの充実と、安心安全な環境の確保

(1)子どもの可能性を広げる教育と体験の場の充実

- ① 幼児教育の充実
- ② 豊かな心と体の育成
- ③ 確かな学力の育成
- ④ 多様な体験・学習機会の充実
- ⑤ 遊びの環境の充実

(2)子どもたちが安心して成長できる環境づくり

- ① 教育・保育基盤の整備
- ② 保育の質の確保・向上
- ③ 安心・安全な環境の確保
- ④ 児童虐待防止対策・社会的養育の推進
- ⑤ いじめ防止等対策の総合的推進

(3)子ども・若者が自分らしくいられる居場所づくり

- ① 子ども・若者の居場所づくり、多様な交流の場の創出
- ② 不登校・ひきこもり等への支援の充実

ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

(1)子ども・若者の希望の実現に向けた取り組みの充実

- ① 子ども・若者が望むライフプラン実現に向けた取り組みの推進
- ② 社会性の向上や就労等に向けた支援の充実

(2)保健・医療の充実と子育て家庭の負担軽減の取り組み

- ① 母子保健の充実
- ② 小児医療の確保、学校保健の充実
- ③ 子育てに関する不安・負担の軽減
- ④ 子育てに関する経済的負担の軽減
- ⑤ 子育てに関する情報提供・相談支援の充実

(3)個別のニーズに応じた子ども・子育て家庭への支援の充実

- ① 多様な保育サービス等の充実
- ② 子どもの貧困対策の推進
- ③ ひとり親家庭への支援の充実
- ④ 障害のある子どもなどへの支援の充実

地域社会全体で子どもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

(1)男女がともに担う子育ての推進

- ① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた家庭・企業等における取り組みの推進
- ② 仕事と家庭におけるジェンダー平等の推進

(2)地域の子育て支援機能の充実と多様な担い手との連携推進

- ① 多様な担い手における子育て支援ネットワークの強化
- ② 子どもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成
- ③ 身近な地域の子育て支援施設等の充実

(3)地域をあげて子ども・子育てを応援していく機運の醸成

- ① 子ども・子育てを応援していく全市民的な機運の醸成
- ② 子ども・子育て応援に関する地域社会への発信

第4章 施策の展開

1 施策体系ごとの基本施策

子ども・若者の最善の利益の実現に向けた施策の推進

(1) 子ども・若者の権利を守る取り組みの推進

子ども・若者の権利が守られ、その最善の利益が図られるよう、子ども・若者本人や周囲の大人たちに向け、子ども・若者の権利の周知・啓発を行います。

また、貧困や障害など困難な状況にある子ども・若者を権利の侵害から守るため、関係機関と連携した取り組みを推進します。

基本施策

- ① 子ども・若者の権利に関する周知啓発
- ② 困難な状況にある子どもを守る対策の推進

(2) 意見表明機会の充実と、意見聴取・反映に係る取り組みの推進

子ども・若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めるため、日常生活や地域において、子どもたちが自分の思いや意見を発し、その声が十分に聴かれ、尊重される機会の確保に取り組みます。

子ども・若者の施策の策定や実施にあたっては、施策の当事者である子ども・若者、子育て当事者から意見聴取等を行い、適切に反映していく取り組みを進めます。

基本施策

- ① 子ども・若者が自分の意見を表明できる機会の確保
- ② 子ども・若者の意見を市政に活かす取り組みの推進

子ども・若者の成長を支える取り組みの充実と、 安心安全な環境の確保

(1) 子どもの可能性を広げる教育と体験の場の充実

豊かな人間性をはぐくみ、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実を図るとともに、次世代を担う子どもたちの学ぶ意欲や自立心、すこやかな体をはぐくむ学校教育の充実を図ります。

子どもが学びや遊び、交流などを通じて、豊かな人間性や社会性を身につけるとともに、その可能性を広げ、個性や能力を発揮できるよう、多様な体験と活動の場、遊びの環境の充実に取り組めます。

基本施策

- ① 幼児教育の充実
- ② 豊かな心と体の育成
- ③ 確かな学力の育成
- ④ 多様な体験・学習機会の充実
- ⑤ 遊びの環境の充実

(2) 子どもたちが安心して成長できる環境づくり

教育・保育従事者の人材の育成と確保、充実した研修の実施、幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育の充実など、幼児期の教育・保育の質の確保・向上に向けた取り組みを推進します。

児童虐待やいじめの未然防止や発生時の迅速な対応をはじめ、通学路など日常の生活環境の安全など、子どもたちのすこやかな成長の基本となる安全・安心のまちづくりを推進します。

基本施策

- ① 教育・保育基盤の整備
- ② 保育の質の確保・向上
- ③ 安心・安全な環境の確保
- ④ 児童虐待防止対策・社会的養育の推進
- ⑤ いじめ防止等対策の総合的推進

(3) 子ども・若者が自分らしくいられる居場所づくり

安心で身近な居場所づくりや、多様な交流機会の創出等を通して、子どもや若者が自分らしく幸せに過ごせる環境を整えます。

また、不登校やひきこもりなど、様々な困難を抱える子どもや若者が居場所を持ち、信頼できる多様な関わりを築けるよう、関係機関が連携して取り組みます。

基本施策

- ① 子ども・若者の居場所づくり、多様な交流の場の創出
- ② 不登校・ひきこもり等への支援の充実

ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

(1) 子ども・若者の希望の実現に向けた取り組みの充実

子どもや若者が将来の夢や希望するライフプランの実現を支援する取り組みを実施します。困難を抱える若者等が社会的に自立できる取り組みを進めます。

基本施策

- ① 子ども・若者が望むライフプラン実現に向けた取り組みの推進
- ② 社会性の向上や就労等に向けた支援の充実

(2) 保健・医療の充実と子育て家庭の負担軽減の取り組み

母子の心身の健康保持増進や疾病の早期発見、基本的な生活習慣の形成など、母子がともに健康に生活を送ることができるよう、母子保健の充実を図るとともに、小児救急医療体制の確保や学校保健の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境の整備に取り組みます。

また、子育てをする上で生じる様々な不安や負担を軽減や子育ての孤立を防ぐため、相談機能の充実などに取り組みます。

基本施策

- ① 母子保健の充実
- ② 小児医療の確保、学校保健の充実
- ③ 子育てに関する不安・負担の軽減
- ④ 子育てに関する経済的負担の軽減
- ⑤ 子育てに関する情報提供・相談支援の充実

(3) 個別のニーズに応じた子ども・子育て家庭への支援の充実

生活困窮世帯やひとり親家庭等、支援を必要とする子育て家庭の個別のニーズに応じた、きめ細かな支援の充実に取り組みます。

基本施策

- ① 多様な保育サービス等の充実
- ② 子どもの貧困対策の推進
- ③ ひとり親家庭への支援の充実
- ④ 障害のある子どもなどへの支援の充実

地域社会全体で子どもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

(1) 男女がともに担う子育ての推進

仕事を持ちながら、安心して子どもを産み育てられる社会の実現を目指して、企業等における仕事と子育ての両立支援の取り組みの促進や、男女がともに家事・育児の責任と喜びを分かち合える環境づくりなどを進めます。

基本施策

- ① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた家庭・企業等における取り組みの推進
- ② 仕事と家庭におけるジェンダー平等の推進

(2) 地域の子育て支援機能の充実と多様な担い手との連携推進

子どもと子育て家庭が、身近な地域で多様なサービスを利用し、必要な支援を受けられるよう、地域の子育て支援施設等における交流機能や相談機能等を充実させるとともに、様々な社会資源や人的資源を活用した子育て支援機能の充実などに取り組みます。

基本施策

- ① 多様な担い手における子育て支援ネットワークの強化
- ② 子どもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成
- ③ 身近な地域の子育て支援施設等の充実

(3) 地域をあげて子ども・子育てを応援していく機運の醸成

行政はもとより、地域や企業など地域社会を構成する多様な主体が、仙台の将来を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どものすこやかな成長と子育て家庭を見守り、支え、応援していく機運の醸成を図ります。

基本施策

- ① 子ども・子育てを応援していく全市的な機運の醸成
- ② 子ども・子育て応援に関する地域社会への発信

2 数値目標一覧

○子ども・若者の最善の利益の実現のため、計画全体の目標として、「幸福度の増加」「自己肯定感・自己有用感の増加」等の指標を設定します。

○また、本計画がどの程度達成されているかを客観的に評価するため、施策体系ごとに KPI 指標、及びアウトカム指標を数点設定します。

【参考】子ども大綱における数値目標

| 項目 | 出典 | 国目標 | 現状(国) |
|--|---|------|------------------------------|
| 「子どもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合 | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」 | 70% | 15.7% (2023年) |
| 「生活に満足している」と思うこどもの割合 | OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」 | 70% | 60.8% (2022年) |
| 「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ） | こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」（注4） | 70% | 60.0% (2022年) |
| 社会的スキルを身につけているこどもの割合 | OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」 | 80% | 74.2% (2022年) |
| 「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合 | こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」 | 90% | 84.1% (15～39歳) (2022年) |
| 「どこかに助けってくれる人がいる」と思うこども・若者の割合 | こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」 | 現状維持 | 97.1% (2022年) |
| 「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合 | こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」 | 70% | 51.5% (2022年) |
| 「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合 | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」 | 70% | 20.3% (2023年) |
| 「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合 | こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」 | 80% | 66.4% (15～39歳) (2022年) |
| 「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合 | こども家庭庁「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（注12） | 55% | 31.0% (2018年) |
| 「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」 | 70% | 27.8% (2023年) |
| 「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合 | 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成 | 90% | 83.1% (2022年) |

※子ども大綱には目標の達成年度について明記されていないが、「おおむね5年後の子ども大綱の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、子ども家庭審議会において検討する」と示されている。この他、「こども・若者・子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」が別途設定されており、令和6年5月策定の「こどもまんなか実行計画」においても、進捗状況を検証するための指標設定がある。

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援 事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

(2) 各年度における教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期

【教育・保育】

- 1号認定区分： 3-5歳、教育のみ利用
- 2号認定区分： 3-5歳、保育の必要性あり
- 3号認定区分： 0-2歳、保育の必要性あり

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(2) 実施しようとする各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期

【地域子ども・子育て支援事業】

- ① 利用者支援事業
(地域子育て相談機関の量の見込み・確保方策も含む)
 - ② 時間外保育事業
 - ③ 放課後児童健全育成事業
 - ④ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑤ 養育支援訪問事業
 - ⑥ 地域子育て支援拠点事業
 - ⑦ 一時預かり事業
 - ⑧ 病児保育事業
 - ⑨ 妊婦健康診査事業
 - ⑩ 子育て短期支援事業
 - ⑪ 子育て援助活動支援事業
 - ⑫ 子育て世帯訪問支援事業
 - ⑬ 児童育成支援拠点事業
 - ⑭ 親子関係形成支援事業
 - ⑮ 産後ケア事業
 - ⑯ こども誰でも通園制度
 - ⑰ 実費徴収に係る補足給付事業(※)
 - ⑱ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(※)
- (※) 量の見込み算出対象外

第6章 計画の推進・評価

1 計画の推進・評価

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき設置された合議制の機関である「仙台市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の点検や評価を実施し、毎年その結果を公表します。また、次期計画の策定にあたっては、当会議に諮りながら策定を進めてまいります。

(1) 計画の推進体制

- ・子ども及び若者、子育て家庭に関する施策は広汎な分野にわたることから、子ども若者応援推進本部会議により、関係部局と連携を密にし、全庁的に施策を展開していきます。
- ・一般社団法人仙台子ども財団と連携しながら、地域におけるネットワークの形成、及び子ども・子育て応援の機運醸成を図っていきます。また、家庭や地域、企業などの相互の連携・協力を図りながら、計画を推進します。
- ・社会・経済状況や市民ニーズの変化、国における新たな施策などに的確に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを実施することとします。

(2) 計画の評価

- ・主な事業について、施策体系毎に数値目標を設定し、実績値に基づき評価を行います。また、目標値を設定していないその他の事業についても、実施内容に基づき毎年評価を行い、子ども・子育て会議で本計画の進捗について報告します。
- ・子ども・若者及び子育て世帯に向けた WEB アンケート等を毎年実施し、本市の施策についてアウトカム評価を行うとともに、その結果を公表します。

(3) 計画の策定

- ・令和5年度実施の手法を基本としながら、子ども・若者・子育て当事者の意見を適切に聴取・反映する手法を検討し、令和10年度を目途に調査を実施します。
- ・計画期間の5年目にあたる令和11年度中に、次期計画を策定します。